

議第152号から議第154号まで

指定管理者の指定について（都市計画局関係）

指定管理者を次のように指定する。

令和3年11月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
152	京都市立錦林浴場, 京都市立養正浴場, 京都市立三条浴場 及び京都市立崇仁 第二浴場	京都市上京区堀川通中立売上る 福大明神町119番地の1 都総合管理株式会社	令和4年4月1 日から令和8年 3月31日（京都 市立崇仁第二浴 場にあつては, 令和5年3月31 日）まで
153	京都市立壬生浴場 及び京都市立久世 浴場	京都市伏見区黒茶屋町631番地 の9 明日香・京都保全管理共同 企業体	令和4年4月1 日から令和8年 3月31日まで
154	京都市立辰巳浴場 及び京都市立改進 浴場	京都市下京区綾小路通柳馬場東 入塩屋町60番地の2 株式会社ワン・ワールド	同 上

提案理由

京都市立錦林浴場ほか7施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるため提案する。